

後期高齢者医療制度に関する意見書

平成20年4月から75歳以上のすべての人が加入する後期高齢者医療制度がスタートする。運営する岐阜県後期高齢者医療広域連合と構成団体である市町村では、新たな医療制度へ円滑な移行ができるよう準備を進めている。

しかしながら、保健事業実施等に伴う保険料への影響、新医療制度移行による窓口業務や保険料徴収など住民に最も身近で重要な役割をになう市町村の財政負担の軽減及び75歳以上の被保険者に対する制度の十分な周知などさらなる対応が必要である。

また、被保険者が75歳以上の高齢者であることから、その多くが年金生活者であり、保険料負担についても極めて危惧されるところである。よって国におかれては、下記事項を実施されるよう強く要望する。

記

1. 後期高齢者医療制度の被保険者に年金からの特別徴収などの制度を国の責任において周知を図ること。
2. 後期高齢者医療制度の実施にあたり、低所得である高齢者への更なる保険料負担の軽減等の措置を行うこと。
3. 後期高齢者医療制度の窓口業務や保険料の徴収という重要な役割をになう市町村への支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣